

令和5年度串間市子ども・子育て支援推進委員会

日時 令和6年1月22日（月）

場所 串間市総合保健福祉センター2階 研修室

会 次 第

1. 開会

2. 所長あいさつ

3. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく取組状況について

(2) 子ども・子育て支援推進委員の今後について

(3) その他

4. 閉会

地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

◆事業概要

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場を提供するなど、子育て親子が気軽に自由に利用できる交流の場や育児・子育てに関する情報の提供、子育ての不安や悩みに関する相談などを実施していきます。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	10,536 人	10,128 人	8,988 人	8,436 人	7,824 人
確保方策	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
実績	7,314 人	8,512 人	8,003 人	—	—
	2 箇所	2 箇所	2 箇所	—	—

◆確保方策

すこやかひろば、地域子育て支援センターの2箇所の子育て支援拠点でニーズに応じた子育て支援を行います。

◆令和4年度の実施状況

○実施内容

市内2箇所の支援センターにおいて、親子のふれあいの場の提供や、子育ての悩み等に関し相談支援を行いました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

感染予防対策として施設の利用制限をしたり、行事・イベント等においては密になる状況を避けるため人数制限を行ったことで年間利用者が計画値より減少しました。

○実施にあたっての課題

特になし

◆令和5年度の実施状況

引き続きその時々での感染リスクに応じた適切な感染防止対策をとりながら、親子のふれあいの場の提供や、子育ての悩み等に関し相談支援を行います。

(2) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

◆事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

◆対象

乳幼児・児童

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
現在、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、今後もニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

◆令和4年度の実績状況

実績はありませんでした。

◆令和5年度の実績

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討していきます。

(3) - 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

◆事業概要

認定こども園で、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に在園児の希望者を対象に保育を行います。

◆対象

3歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	9,424 人	8,664 人	8,664 人	8,360 人	8,056 人
1号認定	9,424 人	8,664 人	8,664 人	8,360 人	8,056 人
2号認定	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	9,450 人	8,700 人	8,700 人	8,400 人	8,100 人
実 績	11,360 人	11,879 人	9,806 人	—	—

◆確保方策

認定こども園で確保していきます。

◆基本的な方向

認定こども園の通常の教育時間終了後の預かりなど、事業者と調整し、量の確保を図ります。

◆令和4年度の取組状況

○実施内容

市内の認定こども園2園において、一時預かり事業を実施しました。市では、一時預かり事業を実施し、要件を満たす認定こども園に対して補助金を交付し支援しました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

影響なし

○実施にあたっての課題

特になし

◆令和5年度の取組

保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、市内の認定こども園における一時預かり（幼稚園型）事業について引き続き推進に努め、支援を行います。

(3) - 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

◆事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に保育を行います。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	1,018 人	956 人	909 人	861 人	816 人
確保方策	1,020 人	960 人	910 人	870 人	820 人
実 績	760 人	345 人	463 人	—	—

◆確保方策

保育所と認定こども園で確保していきます。

◆令和4年度の実施状況

○実施内容

市内すべての教育・保育施設で一時預かり事業を実施し、急病や育児疲れの解消などで一時的に乳幼児を受け入れることにより、子育て世帯の支援を図りました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

コロナの感染リスクを考え、利用を控えたものと推測します。

○実施にあたっての課題

保護者のニーズ等を参考にしながら利用しやすい体制等の整備を行う必要があります。

◆令和5年度の実施取組

保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、各教育・保育施設で一時預かり事業を実施できるよう、引き続き推進に努めます。

(4) 時間外保育事業 (延長保育)

◆事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量

(利用人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量		156 人	147 人	140 人	132 人	125 人
確 保 方 策	保育事業	160 人	150 人	150 人	140 人	130 人
	実施箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所
実 績	保育事業	208 人	168 人	235 人	—	—
	実施箇所	11 箇所	11 箇所	12 箇所	—	—

◆確保方策

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度のさらなる充実や設備等の整備、人材の確保を図りながら、保育所と認定こども園で確保していきます。

◆令和4年度 of 取組状況

○実施内容

市内の教育・保育施設、全12園において、延長保育事業を実施し、保護者の就労形態の多様化などに伴う保育時間延長の需要に対応することで子育て世帯の支援を図りました。市では、延長保育事業を実施し、要件を満たす施設に対して補助金を交付し支援しました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

影響なし

○実施にあたっての課題

利用者によっては、急な依頼や連絡なしでの利用もあり、職員配置等の関係で対応の難しさを感じている施設もあるため、ルールを明確化するなど、継続して利用者のニーズに対応していく必要があります。

◆令和5年度 of 取組

保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、各教育・保育施設で延長保育事業を実施できるよう、引き続き推進に努め、支援を行います。

(5) 病児保育事業

◆事業概要

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気の子どもを一時的に保育します。

◆対象

0歳児～12歳児

◆需要量

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	352人	331人	315人	298人	283人
確保方策	885人	885人	885人	885人	885人
実績	54人	109人	69人	—	—

◆確保方策

病気による突発的・単発的保育ニーズである本事業は、時期により利用度の差が大きい事業ですが、就労と子育ての両立を支援するために、利用ニーズを把握しながら確保していきます。

◆令和4年度 of 取組状況

○実施内容

市が委託する串間市病児保育センターにおいて、看護師1名、保育士1名で定員3名までの受け入れ体制を整え、病中や病気の回復期にあつて保育所等に通うことができない小学6年生までの子どもを一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

コロナ禍により、感染リスクを考え、病児保育を利用しないケース等があつたものと推測される。

○実施にあつての課題

病児保育を利用することに抵抗のある保護者も多いと推測される。少しでも病児保育を利用できるよう周知等を図っていく必要がある。

◆令和5年度 of 取組

保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、受け入れ体制を整え、引き続き事業を実施します。また、利用促進のため保護者への周知も行います。

(6) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

◆事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行います。

◆対象

1年生～6年生

◆需要量

(利用人数)

下学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		198人	190人	180人	176人	162人
確保 方策	人数	200人	200人	190人	180人	170人
	実施箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
実績	人数	270人	311人	272人	—	—
	実施箇所	9箇所	9箇所	9箇所	—	—

下学年推計

(利用人数)

学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	99人	95人	90人	88人	81人
2年生	47人	57人	54人	53人	49人
3年生	39人	38人	36人	35人	32人
合計	198人	190人	180人	176人	162人
1年生(実績)	102人	123人	105人	—	—
2年生(実績)	96人	94人	105人	—	—
3年生(実績)	72人	94人	62人	—	—
合計(実績)	270人	311人	272人	—	—

(利用人数)

上学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量		16人	18人	16人	17人	17人
確保 方策	人数	20人	20人	20人	20人	20人
	実施箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
実績	人数	41人	73人	110人	—	—
	実施箇所	7箇所	8箇所	8箇所	—	—

上学年推計

(利用人数)

学 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4年生	10人	11人	11人	10人	10人
5年生	5人	5人	5人	5人	5人
6年生	1人	2人	2人	2人	2人
合 計	16人	18人	16人	17人	17人
4年生(実績)	23人	49人	64人	—	—
5年生(実績)	13人	16人	33人	—	—
6年生(実績)	5人	8人	13人	—	—
合 計(実績)	41人	73人	110人	—	—

◆確保方策

下学年については、現在実施している施設で対応していきます。また、上学年については、第1期計画期間においては、特定の見込み量は設定せず、上学年でも利用できる体制の整備に努めつつ、実際の利用は運用で対応することとしていましたが、平成31年度の利用者は29人となっており、一定のニーズがあることがわかりました。今後も状況をみながら対応を検討していきます。

◆令和4年度の取組状況

○実施内容

市内9施設において放課後児童健全育成事業を実施し、昼間に保護者がいない世帯で小学校に就学している児童に対し、放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を提供することで、子育て世帯の支援を図りました。市では、放課後児童健全育成事業を実施し、要件を満たす施設に対して補助金を交付し支援しました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

なし。

○実施にあたっての課題

放課後児童健全育成事業を実施していない校区があるため、その校区において需要があった場合には対策を講じる必要があります。

◆令和5年度の取組

保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、各施設で放課後児童健全育成事業を実施できるよう、引き続き推進に努め、支援を行います。

(7) 妊婦健康診査

◆事業概要

安全で安心な出産を迎えるため、妊婦の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

◆対象

妊婦

◆需要量

(対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	107 人	101 人	93 人	88 人	81 人
確保方策	107 人	101 人	93 人	88 人	81 人
実 績	135 人	134 人	113 人	—	—

※令和2年度以降実績は地域保健報告より抜粋

◆確保方策

すべての妊婦に助成できる体制は継続しつつ助成金の拡大を図ります。

◆令和4年度 of 取組状況

母子健康手帳交付時に、妊婦1人につき14回分の妊婦一般健康診査助成券を交付し、妊婦健診に係る費用の全額助成を行いました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

影響なし

○実施にあたっての課題

特になし

◆令和5年度 of 取組

従来の助成に加えて、多胎妊婦へ追加助成（上限5回）を行う。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

◆事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報を提供していきます。

◆対象

0歳児

◆需要量と確保の方策

(対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需 要 量	107 人	101 人	93 人	88 人	81 人
確保方策	107 人	101 人	93 人	88 人	81 人
実 績	60 人	54 人	83 人	—	—

※令和2年度以降実績は地域保健報告より抜粋

◆確保の方策

母子保健コーディネーターによる訪問を行う。

◆基本的な方向

乳児家庭にとって重要な事業であることから、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

◆令和4年度の実績状況

○実施内容

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を母子保健コーディネーターが訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談などを行いました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

感染症対策を講じて訪問を実施した。

○実施にあたっての課題

特になし

◆令和5年度の実績

引き続き生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談などを行っていきます。

(9) 養育支援訪問事業

◆確保方策

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

◆対象

18歳未満

◆需要量と確保方策

(対象人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	140人	140人	140人	140人	140人
確保方策	140人	140人	140人	140人	140人
実績	132人	148人	150人	—	—

◆確保方策

子育てに不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の発見に努め、支援を実施します。

◆令和4年度の取組状況

○実施内容

子育てに不安を抱える家庭や虐待のおそれがある家庭を訪問し、相談対応することで、不安の軽減や虐待の予防に努めました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

特になし

○実施にあたっての課題

相談件数の増加に伴い、相談内容も複雑化しているため、対応する職員の人材確保とスキルの向上が必要となっています。

◆令和5年度の取組

引き続き養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

◆事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

◆対象

0歳児～5歳児

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

◆令和4年度の取組状況

実績はありませんでした。

◆令和5年度の取組

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討していきます。

(11) 利用者支援事業

◆事業概要

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健、医療、福祉等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
地域子育て支援拠点事業及び子育て世代包括支援センターにおいて実施します。

◆令和4年度の取組状況

○実施内容

地域子育て支援拠点事業及び子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援に関する情報の提供及び相談・助言等を行いました。

○新型コロナウイルス感染症の影響

特になし

○実施にあたっての課題

特になし

◆令和5年度の取組

引き続き、子育て支援に関する情報の提供及び相談・助言等を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業概要

生活保護世帯等、世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

◆令和4年度の取組状況

実績はありませんでした。

◆令和5年度の取組

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助します。

◆需要量と確保方策

令和2年度～令和6年度
ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

◆令和4年度の取組状況

実績はありませんでした。

◆令和5年度の取組

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討していきます。

甲南町第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

◆基本目標1 すべての子どもを大切に、子どもが健やかに成長できるまちづくり

取組方針	施策・事業名	取組方針	担当係	実施内容	令和4年度 事業費(円)	成果	今後の方針
1 子育てに対する経済的支援	(1)各種手当等の支給	中学校修了前の児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間に児童を養育している保護者に対して児童手当を支給しています。市民生活課と連携して出生届及び転入届を提出された際に、児童手当の案内をしています。	こども政策係	次世代の社会を担うことも一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援する観点から中学校修了前までの児童を対象に支給する。	225,740,000	子どもを持つ家庭の育児費用負担に着目して経済的支援を行うことにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成につながることで、 【実績】858世帯(1,649名)の健全育成につなげることができた。	継続
	児童扶養手当	母又は父と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭(母子又は父子家庭)の生活安定と自立を促進するために、児童扶養手当を支給しています。令和元年11月から支給回数が増え、これまでの4か月に1回の支払から、2か月に1回の支払に改正され、計画的な家計管理ができるようになりました。	こども政策係	ひとり子どもを育てる親への経済的支援を行う観点から、養育者(ひとり親)の所得が一定以下であり、かつ18歳の最初の3月31日が到来するまでの児童に支給する。	97,175,580		継続
	障害児福祉手当	知的、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し、手当を支給することで、負担の軽減を図ります。	自立支援係	知的、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し、手当を支給する。	3,193,830	重度障がい児に対し、負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることができた。	継続
	特別児童扶養手当	知的、精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある20歳未満の児童を監護・養育している者に対し、手当を支給することで、障がい児の福祉の増進を図ります。	自立支援係	知的、精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある20歳未満の児童を監護・養育している者に対し、手当を支給する。	-	障がいを持っていて児童の保護者の経済的負担を減らすことで、障がい児福祉の増進に寄与することができた。	継続
(2)医療費の助成	子ども医療費助成	0歳児から中学卒業まで(中学校を卒業する3月31日まで)保険診療分の医療費の無償化を実施していきます。(食事代、差額ベッド代、保険診療外等は除く)子どもの医療費を助成することで経済的負担の軽減を図ります。	こども政策係	平成28年5月までは小中学生については入院のみが助成であったが、それ以降は小中学生の通院にまで助成を拡充し、中学校卒業まで医療費を無償化することで、子育て世帯が安心して子どもを育てることができ、子育て環境を整備。	49,496,325	病院へ行く頻度が高くなり子どもに対して医療費を助成することで、家庭の経済状況に問わず、平等に医療を受けられる環境を提供でき、早い段階での治療が可能となった。	継続
	重度心身障がい児医療費助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、身体障害者手帳3級と療育手帳B-1の所持者へ医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	自立支援係	重度障がい児を育てる児童が医療を受けたときに支払う医療費の一部を助成する。	45,051,525	医療費を助成することで経済的負担の軽減を図ることができ、保健の向上と福祉の増進に寄与することができた。	継続
	母子及び父子家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父母及び高校生を対象に助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	こども政策係	疾病負傷につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額から1,000円を控除した額を助成する。	6,676,761	医療費を助成することで経済的負担の軽減を図ることができ、保健の向上と福祉の増進に寄与することができた。	継続
(3)保育料等の負担軽減	第3子以降保育料無償化	18歳未満の第3子以降の児童について、保育料を無償化することで、経済的負担の軽減を図ります。	こども政策係	市独自の子育て支援策として、18歳未満の第3子以降の児童について、保育料の無償化を実施。	-	子育てにかかる経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進することができた。	継続
	保育料無償化子育て	2号認定子どもについて、1号認定と同様に満3歳から保育料を無償化とします。また、副食費を助成することで経済的負担の軽減を図ります。	こども政策係	市独自の子育て支援策として、国の制度では保護者の実費負担となっている、1・2号認定の子どもの副食費無償化を実施。	13,326,120	子育てにかかる経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進することができた。	一部廃止
2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実	児童発達支援	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めます。	自立支援係	甲南市内では1か所の事業所で実施しており、障がいのある未就学児や難病を患っている未就学児を対象に、当該児童の状況に応じて、集団生活に適應できるように基本的動作及び知識技能訓練及び指導を行う。	46,507,770	事業所と連携して実施し、障がいのある子どもを持つ保護者の心身の負担軽減や早期療育が可能となる支援体制の充実に寄与することができた。	継続

甲間市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

◆基本目標1 すべての子どもを大切に、子どもが健やかに成長できるまちづくり

取組方針	施策・事業名	取組方針	担当係	実施内容	令和4年度 事業費(円)	成果	今後の方針		
3 虐待防止・虐待対応のための取組の推進	(1)虐待防止・虐待対応のための取組の推進	放課後等サービス	自立支援係	甲間市内では1か所の事業所で実施しており、就学中の障がい児に授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	72,134,615	事業所と連携して実施し、障がいのある子どもを持つ保護者の心身の負担軽減や早期養育が可能となる支援体制の充実を図ることができた。	継続		
		保育所等訪問支援事業	自立支援係	各事業所と連携し、実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。	-	甲間市内では1か所の事業所が実施していたが、令和3年度より事業を休止したため実績はなかった。利用希望者がいた場合は、市外の事業所との調整を行う。	休止		
		障害者支援施設等短期入所	自立支援係	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。	305,680	各事業所と連携し、障がいのある児童や難病を患っている児童を在宅で看護している家庭において、介護者が疾病等により介護が困難となった場合、短期の入所による食事や入浴などを支援を行う。	継続		
		日中一時支援	自立支援係	各事業所と連携して実施し、子どもや保護者のニーズに対応できるように努めています。	2,808	障がい児、者を一時的に預かり、その家族の介護負担の軽減を図るとともに、当該障がい児・者に日中活動の場を提供し、見守り、日常的訓練等を行う。	継続		
		補装具交付及び修理	自立支援係	身体障害者手帳を所持している児童又は難病を患っている児童の能力を最大限まで回復、向上させるため補装具の交付や修理の支給決定を行います。	6,027,967	補装具を支給することで、身体機能の改善が図られ、日常生活の向上や社会参加の推進を図ることができた。	継続		
		障がい児通所施設	自立支援係	障がいのある子どもに関する相談後のフォロー体制等の整備を推進する一環として、子どもの年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供する障がい児通所施設等の事業所の開拓を図ります。	-	会議を開催し、施設の開設について事業所や関係機関との意見交換が図れた。	継続		
		(2)障がい児保育の受け入れ支援体制の整備	自立支援係	障がいのある子どもに関する相談後のフォロー体制等の整備を推進する一環として、子どもの年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供する障がい児通所施設等の事業所の開拓を図ります。	12,320,000	障がい児も地域の保育所等に通園することで、地域の子ども達とともに小学校へ行き、同じ環境の下で過ごすことができた。	継続		
		児童虐待防止・虐待対応のための取組の推進	子育て支援係	11月の児童虐待防止月間においてオレンジリボン運動や広報により啓発を行います。	子育て支援係	児童虐待防止月間にオレンジリボン展示、チラシ配布、広報紙へ情報掲載等の啓発活動を実施。	-	児童虐待防止に関する普及啓発を実施することができた。	継続
		要保護家庭訪問	子育て支援係	様々なケースに対応し、必要に応じて家庭訪問を行います。	子育て支援係	児童虐待が懸念される家庭に対して訪問等を行い、状況確認を行う。	3,111,156	訪問指導により児童虐待防止の一助となった。	継続
		要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	子育て支援係	要保護児童、要支援児童への対応として関係機関との連携を図っていきます。	子育て支援係	要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関で、ケース検討を行い、課題や今後の支援について協議する。	42,000	会議を開催し、定期的に関係機関と連携を図ることができた。 【実績：代表者会議 1回、実務者会議 3回、個別ケース検討会議 24回】	継続

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

◆基本目標2 多様な子育て支援を量・質量面にわたり充実するまちづくり

取組方針	施策・事業名	取組方針	担当係	令和4年度		今後の方針	
				実施内容	事業費（円）		成果
4 多様な保育サービスの提供	<p>（1）多様な保育サービスの提供</p> <p>教育・保育の質の向上</p>	<p>教育・保育施設と連携し、保護者の保育ニーズに対応できるように努めています。</p> <p>保護者の疾病等により緊急時の保育に対応していきます。また認定子ども園において、在園児に対して教育時間終了後等に保護者の就労等を理由に一時的に保育を実施していきます。</p> <p>保護者の就労等を理由に、保育所開所時間を越えて保育を実施していきます。</p>	<p>こども政策係</p> <p>こども政策係</p> <p>こども政策係</p>	<p>国及び地方公共団体、教育・保育施設が相互に協力しながら、それぞれの役割を果たし、質の高い教育・保育が提供され、すべての子どもが健やかに成長できる環境の充実を図る。</p> <p>認定子ども園において、教育標準時間認定（1号認定）の児童に対して、保護者の就労等に伴う保育ニーズに対応するために、通常の教育時間の前後や長期休暇期間中に一時的に保育を行う。</p> <p>教育・保育施設の開所時間を延長して児童を保育することにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務に対応し、仕事と子育ての両立を支援する。</p>	<p>—</p> <p>9,658,100</p> <p>4,779,800</p>	<p>自園の理念に沿った保育を行い、その方針を保護者に発信するという仕組みづくりを構築することができた。</p> <p>保護者の仕事と子育ての両立、安心して子育てのできる保育体制の充実を図ることができた。</p> <p>【事業実施施設】 ・2施設</p> <p>保護者の仕事と子育ての両立、安心して子育てのできる保育体制の充実を図ることができた。</p> <p>【事業実施施設】 ・8施設</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>
	<p>病児保育</p> <p>障がい児保育</p>	<p>病気などで集団生活が困難な子どもを専門の施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立及び子どもの健全育成に寄与していきます。</p> <p>障がい児の保育を行うことで、障がいのある児童の保護者の補助を行うことで、障がいのある児童の保育所等への入所を円滑にするとともに、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図る。</p>	<p>こども政策係</p> <p>こども政策係</p>	<p>共働きが増加する中、病気中または病気回復期等にある集団保育が困難な児童を専用施設で保育し、保護者の就労と子育ての両立を支援する。</p> <p>障がい児の保育を行うことで、障がいのある児童の保護者の補助を行うことで、障がいのある児童の保育所等への入所を円滑にするとともに、集団保育を実施することにより、障がい児の福祉の増進を図る。</p>	<p>8,696,000</p> <p>12,320,000</p>	<p>保護者の仕事と子育ての両立、児童の健全育成に寄与することができた。</p> <p>障がい児も地域の保育所等に通園することで、地域の子ども達とともに小学校へ行き、同じ環境の下で過ごすことができた。</p> <p>【事業実施施設】 ・6施設</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>
	<p>地域子育て支援センター</p>	<p>親子が安心して遊べる場を提供するとともに、育児不安に対する相談にも対応していきます。</p>	<p>子育て支援係</p>	<p>市内2か所の子育て支援センターで地域の子育て家庭に対する育児支援や遊びの場を提供する。（南さくら幼児連携型認定子ども園併設型、串間市総合保健福祉センター内）</p>	<p>11,352,074</p>	<p>子育て家庭への相談指導や交流の場とすることで、保護者間の情報交換の場となり、育児不安や孤立感の解消へつなげることができた。</p>	<p>継続</p>
5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実	<p>認定子ども園の普及促進</p>	<p>施設の意向等を確認しながら、調整していきます。</p>	<p>こども政策係</p>	<p>毎年、認定子ども園への意向調査を実施。希望する教育・保育施設へは、必要な手続き等について説明を行う。</p>	<p>—</p>	<p>意向調査で希望があった教育・保育施設に説明を行った。</p>	<p>継続</p>

申開市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

◆基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

取組方針	施策・事業名	取組方針	担当係	令和4年度		今後の方針
				実施内容	事業費(円)	
6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実	(1)安心できる出産	妊婦健康診査14回分について受診券・助成券を発行することともに、公費助成し、経済的負担の軽減や妊婦の健康状態を把握し、健康管理に努めます。	子育て支援係	妊婦健康診査14回分の助成券を交付し、各医療機関から健診結果が送付され、妊婦の健康状態について把握する。	7,246,140	妊婦113人が受診。
	(1)安心できる出産	母子健康手帳交付時指導	子育て支援係	母子保健コーディネーターが母子健康手帳を交付し、妊婦の生活状況等を確認。その後電話や訪問等を行いながら、妊婦やその家族の支援を継続。	12,870	63人に母子健康手帳を交付し、必要な指導等を実施した。
	(1)安心できる出産	産婦健診	子育て支援係	産後の体の回復状況の確認と悩みや不安などを相談する機会として、産後2週間と産後1か月に公費助成による産婦健康調査を行います。	760,630	産後2週間健診76人、産後1か月健診76人受診し、産後の育児不安など心身の健康状態について把握し、必要な支援を行った。
	(1)安心できる出産	産後ケア事業	子育て支援係	産婦健康診査等で不安が強い産婦に対して、母体・乳児のケア、心身のケア、育児のサポート等を行います。	366,500	産後ケア利用16名。助産院等から情報提供をもらいながら、継続的な支援に努めた。
	(2)乳児の健全な成長	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	子育て支援係	母子保健推進員が生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、子育ての情報提供や育児相談に対応していきます。	43,639	子育ての情報提供や育児相談に対応することで母親の育児不安解消にもつながることができた。
	(2)乳児の健全な成長	乳児健診	子育て支援係	3～5か月児を対象に集団健診を実施。	108,000	受診率93.3%（83人/89人）うち13人は感染症対策のため個別医療機関を受診。
	(2)乳児の健全な成長	離乳食教室	子育て支援係	第1子を出産された方を対象に、調理実習や試食を通して、離乳食の大切さを伝えていきます。	15,000	感染症予防のため調理は実施していない。食品サンプルを活用したり、資料を配布して説明を行った。
	(3)幼児の健全な成長	乳児一般健康診査	子育て支援係	医療機関による個別健診として2回実施していきます。また、引き続き精密検査が必要な場合も検査料を公費助成していきます。	996,980	1回目89人、2回目86人の受診
	(3)幼児の健全な成長	1歳6か月児健診	子育て支援係	1歳6か月児から2歳未満児を対象に健康診査を実施。	229,500	感染症対策のため、フッ化物塗布は10月以降再開。受診率84.4%（92人/109人）
	(3)幼児の健全な成長	2歳児歯科健診	子育て支援係	2歳6か月児から3歳未満児を対象に歯科健診及びフッ化物塗布（希望者）を行っています。	229,500	感染症対策のため、フッ化物塗布は中止。受診率80.5%（88人/118人）
(3)幼児の健全な成長	3歳児健診	子育て支援係	3歳6か月児から4歳未満児を対象に身体測定、視聴覚検査、尿検査等を行い、発達状況を確認するとともに、育児相談も対応していきます。	225,000	言語相談、心理相談については、新型コロナウイルス感染症の関係で専門職の確保ができない日程もあった。感染症対策のため、フッ化物塗布は中止。受診率78.2%（122人/156人）	

申開市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

◆基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

取組方針	施策・事業名	取組方針	担当係	令和4年度		今後の方針	
				実施内容	事業費（円）		
(4)発達支援	はぐみサポート教室	未就学児を対象に、小児科医師や心理カウンセラー等専門的な視点で子どもの発達状況を確認します。発達障害を含む障がいのある子どもについては、専門家の協力のもと診察・個別相談を行っています。	子育て支援係	健診等で経過観察を必要とする親子を対象に、小児科医師や心理カウンセラーが発達状況の確認や子育て相談を実施。（年回6回）	25,633	定期的な発達観察や子育て相談に対応。その後の支援の方向性を示すことができました。感染症対策のため、音楽療法は一部中止した。	継続
	子ども発達相談室	ことばの発音、発語が気になる未就学児に対して、言語聴覚士がことばの訓練を行っています。	子育て支援係	言葉の発音や発語等が気になる子どもを対象に、言語聴覚士によることばの訓練を実施。	420,000	言語訓練を実施することで言語の発達を促した。	継続
(5)子育ての不安解消	5歳児健診	年中児を対象に実施し、子どもの発達や生活、育児の方法など、保護者の不安や悩みについて相談する機会として行います。	子育て支援係	年中児を対象に、発達のスクリーニング検査及び個別相談を実施。	24,100	就学に向けて、子どもの発達などの気づきや支援の方向性を示すことができました。受診率100%（111人/111人）	継続
	養育支援訪問	子育てについて悩んでいるお母さんや家族、周りに子育てについて相談する人がいなくて、不安を感じている家庭を訪問し、子育てについての不安や悩みを解消できるように対応していきます。	子育て支援係	育児に不安を抱える家庭を訪問し、不安や悩みへの解消に努め、必要に応じて関係機関に繋げることができた。	206,418	育児に不安を抱える家庭を訪問し、不安や悩みへの解消に努め、必要に応じて関係機関に繋げることができた。【実績 訪問数 150回】	継続
7 ひとり親家庭等の自立支援	家庭児童相談室	子育てに関する悩みなどの相談に対応できるように努めています。	子育て支援係	児童本人や保護者からの相談に応じ、育児に関する助言等を行う。	2,600,470	【実績 相談件数 320件】	継続
	自立支援教育訓練給付	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の4割～6割相当額（上限20万円）を支給していきます。申請者が増えることが見込まれるため、申請があった場合対応できるように予算を確保していきます。	こども政策係	子育てと仕事をひとりで担うひとり親家庭は、非正規雇用の割合が多く、収入が一般的な子育て世帯に比べ低い状況にあるため、自立のための支援の充実が必要とされている。このことから、より多くのひとり親が安定した就労につながる資格や就労に有利なスキルを習得し、経済的な自立が図れるよう給付事業を実施する。	-	教育訓練講座の受講料の一部を支給することで、経済的支援に繋げるとともに就労支援にもつなげる体制を整えている。 対象者なし	継続
高等職業訓練促進給付	看護士、介護福祉士などの資格を取得するために、1年以上学校などに通う場合に生活の負担軽減を図る目的で一定期間給付金を支給していきます。申請者が増えることが見込まれるため、申請があった場合対応できるように予算を確保していきます。	こども政策係	給付金を支給したことで、就学期間中の生活費の負担軽減が図られ就労支援につなげることができた。 美容師資格取得中⇒2名	2,341,000	給付金を支給したことで、就学期間中の生活費の負担軽減が図られ就労支援につなげることができた。 美容師資格取得中⇒2名	継続	
	母子自立支援員による生活支援	子育てに関する内容から就業等に関する内容まで、ひとり親が抱える課題に対応して支援を行います。	こども政策係	ひとり親家庭の保護者からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、ハローワーク等の関係機関と連携し求職活動に関する支援を行う。	-	就労や就学支援に不安を抱える母子の不安や悩みへの解消に努め、必要に応じて関係機関につなげることができた。 相談回数：118回（相談件数：72件）	継続

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

◆基本目標4 地域や社会が親子に寄り添うまちづくり

取組方針	施策・事業名	取組方針	担当係	令和4年度		今後の方針	
				実施内容	事業費(円)		成果
8 安心・安全な子どもの居場所づくり	民生委員・児童委員活動	地域の子どもや子育て家庭が安心して生活できるように、見守り支え合う地域社会づくりに貢献していきます。	社会福祉係	地域の身近な相談役として、子育て世帯の見守り、相談、必要に応じて行政機関へつなぐなど連絡等を行う。	13,264,320	【実績】 子どもに関する相談・支援件数 128件	継続
	母子保健推進員活動	母子が寄り添える身近な相談者として活動するとともに、健診受診の推奨活動に貢献していきます。	子育て支援係				令和3年度から廃止
		保護者のニーズに対応できるように努めていきます。	こども政策係	女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する。	92,882,504	子育て世帯の仕事と家庭の両立、児童の遊び・生活面での両立が可能となった。 【事業実施施設】 8施設（14クラブ）	継続
		親子が安心して遊べる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児不安に対する相談にも対応していきます。	子育て支援係	市内2か所の子育て支援センターで地域の子育て家庭に対する育児支援や遊びの場を提供する。 （南さくら幼保連携型認定こども園併設型、串間市総合保健福祉センター内）	11,352,074	子育て家庭への相談指導や交流の場とすることで、保護者間の情報交換の場となり、育児不安や孤立感の解消へつなげることができた。	継続
9 子ども・子育てに関する情報の共有化		市内の公園や親子で参加できる交流イベント、サークル活動、自然体験イベント等の情報を発信していきます。	各担当課	子育て世帯等が参加できる各種イベント等の情報発信を行う。	-	公式サイト等を通じて情報発信することができた。	継続
		串間市子育て支援ガイドで、市で実施している様々な子育て事業の情報を発信していきます。	子育て支援係	子育て支援ガイドの作成。	-	妊産婦や転入者に配布することで、子育て事業の周知をすることができた。	継続

子ども・子育て支援推進委員の今後について

【現在】

<所掌事務>

○子ども・子育て支援事業計画に関すること

<委員>

15名



【今後】 こども計画[令和7年度～]

<所掌事務>

○子ども・子育て支援事業計画に関すること

○こども・若者計画に関すること

○子どもの貧困対策計画に関すること

○少子化社会対策基本計画に関すること

○次世代育成支援行動計画に関すること

<委員>

20名程度

【こども基本法】第10条抜粋

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものを作成することができる。